

道路工事でバックホーに轢かれ、死亡

接触の可能性あるなら、万全の対応策を！

☆ 平成19年3月27日、大崎市岩出山の道路災害復旧工事現場で、重機に轢かれるという死亡災害が発生しました。

残念ながら、平成19年第1号の死亡災害となりました。

☆ 施工業者は広域に活動する建設業者で、被災者は、大崎市所在の下請会社に所属していました。

当日、この下請会社から3名の労働者がこの現場に来ていました。

☆ 事故はお昼の休憩に入ろうとしたときに発生しました。

午前中の作業として、舗装の済んだ道路の路肩へバックホーを使って土入れしたり、転圧をしていました。

この作業には、バックホーのオペレーターと手元作業員2名が従事していました。被災したのは、手元作業員のうちの一人です。

☆ 3名はお昼になったので一旦作業を休止することとなり、その前に、使っていたトラックとバックホーを道路脇へ駐車させることとしました。

手元作業員のうちの一人(被災者: 仮称Aさん)がトラックに乗り駐車位置まで移動、あとを追うようにしてバックホーのオペレーター(仮称:Bさん)がバックホーを移動させました。

先に道路脇へ駐車させたAさんはトラックを降り、歩いてトラック前方経由で助手席側へ移動、そのまま後方側へ行きました。同時に、Bさんもトラックの後ろに駐車しようとバックホーをトラックへ近づけていました。

☆ このとき、なぜかAさんはバックホーの前方に立ち入ったため、轢かれたものです。

★ 車両系建設機械を使用して作業を行う場合の関係法令として、特に次の点が重要です。

① あらかじめ作業計画を作成し、それにより作業をすること。(労働安全衛生規則第155条)

② 建設機械に接触するおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないための措置をすること。
あるいは誘導者を配置し誘導させること。(同158条)

③ オペレーターは必要な資格(技能講習修了者)を有すること。(労働安全衛生法第61条)

★ 本件災害ではどのような措置がされていたかは筆者(建災防宮城県支部)は不詳ですが、バックホーの本来作業(土砂の取扱い)を終え、休止のための移動だけということから油断して前記②をしなかったこ

とも考えられます。

前記措置は、「会社が労働者に措置をさせる」ことが求められるものです。

皆様には、「駐車して、キーを抜くまでは《運転作業中》であり、《仕事の一部》だということを再確認してください。